

報道関係者 各位

「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャラクター 「たしかめたん」



令和2年4月27日(月)

【照会先】

雇用環境•均等部企画課

企画課長 西田 吉治

課長補佐 田中 友彦

(代表番号) 052(972)0252

「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン実施中です 学生アルバイトの相談受け付けています ~

愛知労働局(局長 木原亜紀生)では、大学生等を対象として、特に多くの新 入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促 すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。

愛知労働局や各労働基準監督署の総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナ 一」の設置のほか、県内大学の希望に応じて出張相談を行います。

★取組の概要

○実施期間

令和2年4月1日から7月31日まで

○主な取組内容

- (1) 希望に応じて県内の大学等へ出張相談や労働法制の講義を実施
- (2) 愛知労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに 「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

アルバイトも「労働者」です!

労働条件の明示や年次有給休暇など一般の労働者と同様に労働基準法等の対象になりますので、 自らの労働条件を確かめましょう♪

また、困ったことがあったら相談できる体制を用意しています。

≪参考資料≫

別添1 こんな事で困っていませんか?

別添2 学生の皆さんへ アルバイトをする前に知っておきたい 7 つのポイント

別添3 確かめよう、労働条件!

別添4 事業主の皆さんへ「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン中です!!

働き方改革関連法が順次施行されています!

仕事(アルバイト)のトラブル



こんな事で困っていませんか?

お店が忙しくて 休憩がもらえません



学校のテストがある日も シフトを入れられて しまいます



開店の準備や 片付けの時間の 給料がもらえません



店長から 食事に行こうと しつこく誘われます



売れ残った商品を 買い取れって言われます



代わりを見つけないと バイトを辞めさせて もらえません



おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/



総合労働相談コーナー ※4月~7月に若者相談コーナーを設置予定 雷話で相談 https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html



労働条件相談ほっとライン(電話での相談は…)

刀 脚木 ITTU 政 は ノビ ノイ ノ (電話 Cの相談は…) 月~金 : 午後5時~午後10時 土・日・祝日 : 午前9時~午後9時

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」~大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き~



≈就職・アルバイトを始める前に知っておきたい! 労働法クイズ ≈ (



基度问题证据图

クイズのヒントは『「働くこと」と「労働法」~大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き~』の テーマ1~8の中にあります

		μ
アルバイト代関係	①街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は890円で研修中は870円みたいです。 このお店がある県の最低賃金は885円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くて もしょうがないと思っています。 ○か×か。	ひ ⇒ テーマ5 テーマ1
	②店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短いし、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。	⇒テーマ5
	③仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですよね。○か×か。	⇒テーマ1
	④アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよね。 ○か×か。	⇒テーマ5
	⑤アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いんで「罰金」も払わなければいけないんですよね。 〇か×か。	⇒テーマ5
時間関係	⑥週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですよね。 ○か×か。	⇒テーマ5 テーマ2
	⑦「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店から言われました。その日はもともとシフトに入らないことになっている曜日なんですが、テストがあって絶対に休めないのに無理矢理シフトを入れられて困っています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けないと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですよね。 ○か×か。	⇒テーマ6 テーマ1
退職·解雇関係	⑧余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいでアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代わりの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代わりがいないとお店は困るかもしれないので、自分で代わりを見付けてから辞めるしかないですよね。○か×か。	⇒テーマ5 テーマ1
その他	⑨仕事中にけがをしてしまいました。 会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」 と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですよね。 ○か×か。	⇒テーマ5 テーマ1

クイズの解説も『「働くこと」と「労働法」』に載っています。



「働くこと」と「労働法」

~大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き~

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryou/index.html



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャラクター「たしかめたん」

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

- Point 1
- アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう!
 ※希望すればメール等で労働条件通知書をもらうことも可能です。
- バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則!
- アルバイトでも、残業手当があります!
- アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます!
- アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます!
- アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません!
- 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を!

平日夜間・土日の相談は 労働条件相談ほっとラインへ

はい! ろうどう 月 ~ 金:午後5時~午後10時 **0120-811-610** 土·日·祝日:午前9時~午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャラクター 「たしかめたん」

> 詳しくはこちら→ ポータルサイト 「確かめよう 労働条件」



アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう! また、通知書は大切に保管しましょう!!



労働条件通知書

※<mark>シフトの設定</mark>(始業・終業の時刻、休日、勤務日など)に当たって、<mark>学業とアルバイトの両立に配慮してください。</mark>

会社等の名称と所在地			
契約期間	使用者の職名と氏名		
 就業の場所	形力 玄性の性呂状が 促事している未物の進捗状が その他 (
従事する業務			
始業、終業の 時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間 外労働の有無 に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業 (時 分) 終業 (時 分) 2 休憩時間 ()分 3 所定時間外労働の有無		
休日及び 勤務日	1 勤務日:毎週曜日、その他() (週毎に勤務日が定められていない場合は)週・月当たり日、その他() 2 1年単位の変形労働時間制の場合-年間日 3 休日:毎週曜日、 国民の祝日、 その他()		
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合ー日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇(有・無)ーか月経過で日 時間単位年休(有・無) 2 その他の休暇 有給(種類:)、無給(種類:)		
任 A	1 基本賃金 イ 月給(円)、口 日給(円) ハ 時間給(円)、二 その他(円) 2 諸手当の額又は計算方法 (手当 円 /計算方法:) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、所定超 ()%		
金	ロ 休日 法定外休日()% ハ 深夜()% 4 賃金締切日(種類:)ー毎月日、(種類:)ー毎月日 5 賃金支払日(種類:)ー毎月日、(種類:)ー毎月日 6 賃金の支払方法() 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無 , 有()) 8 昇給(有(時期、金額等) , 無) 9 賞与(有(時期、金額等) , 無) 10 退職金(有(時期、金額等) , 無)		
退職に関す	1 自己都合退職の手続 (退職する日以上前に届け出ること)		
る事項	2 解雇の事由及び手続 ()		
その他	1 社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その())2 雇用保険の適用(有・無)3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名		



アプリで

労働条件に関する法律を クイズやマンガを通じて 学習できる!

確かめよう、労働条件!

確かめよう労働条件

検索



Webc

働くときの Q&A や アルバイト向け情報で 労働条件がわかる!







ストーリーを読んでNG 発言を指摘!労働条件に ついて楽しく学べます。

働くときの注意点について、マンガでさらに理解を 深められます!



目的別の相談窓口や、クイズのヒントとなる労働関係法令を確認 できます。





INSTALL!
さっそく始めてみよう!
右記QRコードより
インストールできます
(iOS,Android 対応)



「労働条件 (RJ) パトロール!」は、個性豊かなキャラクターと一緒に、現実の労働関係法令の知識をクイズやマンガを通して楽しみながら身につけることができる厚生労働省の公式アプリです。



アプリで確かめよう

Webで確かめよう

労働条件に関する 総合情報サイト



「確かめよう労働条件」は、労働条件や労働関係法令に関する情報を掲載した総合情報サイトです。



「ブラック企業ってどんな会社?」 など、労働条件にまつわるさまざま な疑問にお答えします。



アルバイトを始める前に知っておきたいポイントを紹介します。



働くとき、従業員を雇うときに必要な基礎知識をわかりやすく身につけられます。



行政の取り組みや裁判例など、さま ざまな情報を掲載!



全国の相談機関、相談窓口を紹介しています。

パソコンでもスマホでも 確認できるよ!







事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャンペーン中です!!

働き方改革関連法が順次施行されています!

重点事項



アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です!

※労働者が希望した場合には、メール等(プリントできるもの)での明示も可能です。



学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフト を適切に設定しましょう!



アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります!



アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。



アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠 償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁は できません。

平日夜間・土日の相談は 労働条件相談ほっとラインへ

はい! ろうどう 月~金:午後5時~午後10時

0120-811-610 土·日·祝日:午前9時~午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております





「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャラクター **「たしかめたん」**

> 詳しくはこちら→ ポータルサイト 「確かめよう 労働条件





アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です!

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかり明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。なお、労働者が希望した場合には、メール、FAX等(印刷できるもの)による明示も可能です。

- ① 契約はいつまでか(労働契約の期間に関すること)
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり(更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど)
- ③ どこでどんな仕事をするのか(仕事をする場所、仕事の内容)
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか(仕事の始めと終わりの時刻、 残業の有無、休憩時間、休日・ 休暇、交替制勤務のローテーションなど)
- ⑤ バイト代(賃金)はどのように支払われるのか(バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日) ※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回ることはできません。 また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり(退職・解雇に関すること)



学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定 しましょう!

大学生等に対するアルバイトに関する意識調査(平成27年厚生労働省実施)では、大学生等から「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。



学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります!

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育 訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html



商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を 賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が 希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準 法に抵触します。



アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトが遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定める

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額(月給制なら月給の金額)の10分の1以下でなくてはなりません。